

1 平成30年度 本市の障害者差別解消の取組について

(1) 相談対応について

1. 相談事案への対応 全件数 9 件

相談者の内訳

しょうがい ひと しえんしゃどうこうふく 障害のある人（支援者同行含む）	けん 6 件
かぞく 家族	けん 1 件
じぎょうしょ 事業所	けん 2 件

相談内容の種類

ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	けん 3 件
ごうりてきはいりよ ふていきょう 合理的配慮の不提供	けん 4 件
た ふかい ふまん そうだん いけん ようぼう その他（不快・不満、相談・意見・要望）	けん 2 件

対象分野※別件数

しょうひん きーびす しょうひん こうにゆう ていきょう う 商品/サービス（商品を購入したり、サービス提供を受け たりする場面）	けん 2 件
こうきょうこうつうきかん てつどうじぎょうしゃ ろせん じぎょうしゃ こうくうじぎょうしゃ りよ 公共交通機関（鉄道事業者、路線バス事業者、航空事業者、旅 客船事業者、タクシー事業者などを利用する場面）	けん 2 件
きょういく きょういく う ぼめん 教育（教育を受ける場面）	けん 1 件
いりょう いりょう う ぼめん 医療（医療を受ける場面）	けん 1 件
こよう 雇用	けん 2 件
た その他	けん 1 件

※分野は大阪府 障がい者差別解消ガイドライン（第1版）の分類による。

障害種別ごとの取扱い件数

しんたい 身体	けん 4 件
ちてき 知的	けん 1 件
せいしん 精神	けん 2 件
た しょうがいがい ふとくてい じぎょうしりようしゃ その他（障害以外、不特定の事業所利用者）	けん 2 件

2. 職員等の相談対応研修

概要 しょうがいしゃさべつかいしょう かか そうだんたいおうけんしゅう
「障害者差別解消に係る相談対応研修」

内容 しょうがいしゃさべつかいしょう かか そうだんたいおう きそちしき
・ 障害者差別解消に係る相談対応の基礎知識

いばらきししょうがい ひと ひと とも い じょうれい
・ 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例について

いばらきし しょうがい りゆう さべつ かん そうだん なが
・ 茨木市の障害を理由とする差別に関する相談の流れについて

こうし おおさかふしょう ふくしきかくかしょういん こういましえんそうだんいん
講師 大阪府障がい福祉企画課職員、広域支援相談員、

ししょういん しょうがいふくしか そうだんしえんか
市職員（障害福祉課、相談支援課）

じっしび へいせい ねん がつ にち すい ごご じ じ ふん
実施日 平成30年8月29日（水）午後2時～3時30分

じゅこうしゃすう きょうぎかいいん にん ししょういん にん じぎょうしょしょういん にん けい にん
受講者数 協議会委員9人、市職員75人、事業所職員20人 計104人

3. 事業者による「障害を理由とする差別」の相談に関するチラシの作成

ぶすう ぶ
部数 6000部

はいふさき かんけいきかん
配布先 関係機関